

# 令和2年度第7回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和2年10月9日(金)			
招集場所	日南町役場 防災会議室			
開会時間	午前9時00分	閉会時間	午前10時11分	
出席委員	番号	氏名	番号	氏名
	1番	岩田正	6番	天崎直幸
	2番	浅田昭弥	7番	稲田洋子
	3番	加藤幸児	8番	吉川保
	4番	絹谷澄雄	9番	奥迫静子
	5番	内田章久	10番	梅林操
出席推進委員	日野上	梅林剛	多里	糸田川啓
	山上	青戸勝美	石見	田邊智寛
	山上	坪倉幹也	石見	丸山栄人
	阿毘縁	足立進也	福栄	福田英夫
	大宮	藤原恵司		
欠席した委員	番			
議事録署名委員	9番	奥迫静子	1番	岩田正
出席した職員	事務局長	松本道博	主幹	石倉嘉寛

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報告事項	
報告第1号	草刈り講習会参加報告
報告第2号	
5. 議 事	
議案第1号	農地法第5条第1項の規定による許可申請書の進達意見審議について
6. 協議事項	
協議第1号	移動農地銀行の開催について
協議第2号	農用地利用意向調査の実施について
協議第3号	令和2年度農業委員会特別研修会について
7. そ の 他	
8. 閉 会	

開 会	議 長	定刻になったことを確認し、出席委員の人数を確認し、定足数に達しているとして、令和2年度 第7回日南町農業委員会を開会すると宣言した。
挨拶	議 長	<p>皆さんおはようございます。先月、16日発足した菅内閣で、野上農林水産大臣が就任されました。</p> <p>就任会見で、農政は政治の中で最重要課題であり、若い人たちが夢と希望を持てるような持続可能性のある農業を作ってかなければならないと所信の一端を述べられました。野上農林水産大臣の今後の活躍に期待したいと思います。</p> <p>さて、今年の稲刈りも終盤になっていますが、作況指数も当初より上がり平年作となりましたが、新型コロナの影響で外食産業の不振で米価が下落傾向にあります。そんな中、野菜や果樹は高値で推移しているようです。特にトマトは気象の関係で品不足となり市場も集荷がみとうせない状況と云うことようです。</p>
議事録署名 委員選任	議 長	日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、9番 奥迫委員、1番 岩田番委員を指名した。
報告第1号	議 長	報告事項に入ります。事務局お願いします。
	事 務 局 長	10月初旬に西部地区の女性の草刈り研修が日野振興センター主催で行われました。日南町は4名の女性の方に参加していただいております。それに奥迫代理と稲田委員に参加していただいておりますので、そのことにつきまして報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
	奥迫農 業委員	10月7日に日野郡の主催で草刈り機の講習会がありました。西部管内の主に農業女子の方に呼びかけがありました。目的は農業女子の方が、経営や、企画に進んで参加できるように、研修を3年かけて行っているそうです。特に今回は機械を持ち寄って滝山公園の草刈り作業を行いました。基本的な草刈り作業から機械のメンテナンスまで教えていただきました。草刈り機の種類もいろいろあり、参考になりましたので、少しでも広げていければという思いと、女性の方にも気軽に取り組んでもらえるかなと感じました。以上です。
	議 長	報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
報告第2号	事 務 局 長	<p>7月から宿題をいただいております、畑で換地された農地で田の機能を有した農地の地目の取扱について報告いたします。</p> <p>先月も、中山間の対象地に入れてよいのかということでご質問をいただいております。県の方に確認を致しまして、田として扱ってよいという回答をいただきました。また、開田の抑制について通達がでております。稲を作付けする整合性はどうかということですが、換地計画書では用途畑の土地が実際は田となっている農地は法律上罰則規定はないということです。また、新規開田は水田活用の直接支払いの対象外になるという点、農作物の共済の対象となる農地にはならないといったデメリットの</p>

		<p>点もあるのでご承知の上活用してください、ということでした。いずれにしても 9 月の総会でもこの案件につきまして、若干、県の回答を報告させていただきましたが、畑の換地予定の農地が田として基盤整備することができるのかということですが、畑として、水口等整備をすることは可能ですが、田として基盤整備することはできない。という回答をしっかりといただいております。そういったこともありますので、今後しっかり圃場整備等につきましては換地計画書に沿って運用していくべきと事務局としては考えております。以上です。</p>
	議 長	<p>報告第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので以上で報告事項を終わります。</p>
議案第 1 号	議 長	<p>議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の進達意見審議について事務局お願いします。</p>
	主 幹	<p>議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の進達意見審議について本日は 1 件の申請がございます。△△××番地と×××番地の畑は 2 筆、面積が合わせて 429 m<sup>2</sup>です。譲渡人が△△町の〇〇〇さん、譲受人が△△の〇〇寺さん。転用の目的は〇〇寺の駐車場に利用するため。そのための寄付ということで申請があったものになります。</p> <p>転用の計画につきまして、資料をつけさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思っております。目的としましては、〇〇寺さんですが、現在檀家さんが 77 名おられるそうですが、駐車場が無く、国道脇の待避所などを駐車場として利用しておられるそうですが、お寺の利用も増えているため今後駐車場が必要になるということで、他に利用できる土地が少ないことから、檀家である〇〇〇さんから現在使っておられない農地ということもあり、寄進したい旨の相談もあったため今回整備するということでしたので、併せて宅地が 1 筆、△△××番地も使っていないということでしたので、これも〇〇〇さん所有のもので、合わせて寄付したいということでした。それも合わせて駐車場として整備したいということのようです。</p> <p>駐車場への転用になりますので表土をはぎ取り、盛土、切土を行って平面にし、宅地側は L 型擁壁を整備し、安全に配慮を行う。敷地の雨水につきましては側溝を新設し既存の側溝に排水することで、周囲への影響がないようにしたいということで伺っています。資金計画につきましては工事費として約□□□□円かかるということで、自己資金で賄うということで、通帳の方で事務局が確認しておりますので口頭で報告をさせていただきます。被害防除計画ですが、雨水対策、安全対策を図って周りへの農地等への影響がないようにということで確認しております。位置図、中間図、字切図もつけさせていただいておりますのでご覧いただきたいと思っております。工事費の内訳書につきましては、いただいた資料が読み取りづらいかもしれませんが、まず、平面にする工事を行い、アスファルトを敷き駐車場にすることで伺っております。平面図や中間図も合わせてご覧いただきたい</p>

		<p>と思います。転用個所のイメージ図ということで付けさせていただいております。あくまで切図上に合わせたものですのでイメージ図としてご覧いただけたらと思います。駐車場予定地をピンク色で示しておりますが、全体的に新設水路側に少し傾斜をつけて雨水を流すという計画を考えておられるようです。</p> <p>次頁に現地の写真を付けさせていただいております。実際には長年農地として利用はされておらず、昨年の段階で駐車場に転用したいのだがということで相談も頂いており、農地パトロールの際などに、昨年の段階から現地の方見させていただいております。実際には利用はされていないようですがお寺の横にあるということで、檀家さん等が草刈りや景観の保持だけはされていますので現在はこのような状況だということです。以上です。</p>
	議 長	地元委員さんから補足説明がありましたら、お願いします。
	梅林推進委員	現地を立会しておりますが、隣接農地に影響はないと思われしますので、よろしく願いいたします。
	議 長	議案第 1 号についてご質問、ご意見がございますか。
	吉川農業委員	1 点よろしいでしょうか。雨水ですが、水路を作って、既設水路に流すという計画ですが、既設水路の大きさはどのくらいでしょうか。
	主 幹	失礼します。既設の水路が高さ 40 cm、幅 30 cm で生活用水等流すものとして作ってありましたのでそちらに流すという計画のようです。また先ほどの説明では漏らしておりましたが、下流側の農地関係者の方の同意書の方も既に取りられているそうですので、周囲への影響はないものと確認しております。以上です。
	議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>議案第 1 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 1 号について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 1 号は承認された。
協議第 1 号	議 長	協議事項に入ります。協議事項第 1 号移動農地銀行の開催について事務局をお願いします。
	主 幹	協議第 1 号 移動農地銀行の開催についてです。これにつきましては、先月の委員会の際に日程調整していただいたものですのでご確認いただきたいと思います。下段のその他につきましては、この農地銀行の開催について 10 月 25 日発行予定の「いなほ 74 号」を利用、防災無線やホームページを使って広報を行っていきたいと思っております。ですので、広報委員の方にはこの委員会終了後に「いなほ」の内容等についてご協議していただく時間を作っていただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

		<p>また、本日の議案と一緒に令和 2 年度に利用権が終了する方の一覧表を同封させていただいていたと思います。対象の方には来週以降準備ができ次第順次、契約が切れる旨、移動農地銀行が開催される旨をご案内して来ていただくような形で促していきたいと思っております。以上です。</p>
	議 長	<p>協議第 1 号についてご質問、ご意見がございますか。</p>
	岩田農業委員	<p>以前にもお話したことがあります。研修生の方が新規就農されて、リストを見ると今度更新される方もいらっしゃいます。ほとんどの方がきちんと管理されていますが、ごく一部の方の管理が非常に悪いところがあります。地主さんからもいろいろクレームが入っておりますので、更新されるときに必ずきちんと管理をしてほしいということを経務局、地元の農業委員さんから一言付け加えていただければと思います。また△△△の方もきちんと使っておられませんか、地主さんも大変困っておられるようです。事務局から農林課にむけて早急にするように伝えていただきたいと思っております。</p> <p>また△△△の方で聞きましたが、△△△の新規就農の方も辞められるようなことを聞きました。今後もこのように揉めないように最後まできちんとやっていただければと思います。以上です。</p>
	議 長	<p>ありがとうございました。事務局の方もそのあたりをよろしく願います。</p>
	主 幹	<p>ご意見ありがとうございます。岩田委員さんのご意見にありましたように、農林課と一緒にしながら指導の方、促していきたいと思っております。また今回利用権が切れる方のリストにつきましては農林課の方にも一部共有をさせていただいておりますので、一緒になって動いていきたいと思っております。また、現地の方では農業委員さん、推進委員さんのご協力をいただくこともあると思っておりますので、その際はよろしく願いいたします。以上です。</p>
	議 長	<p>協議第 1 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。</p>
協議第 2 号	議 長	<p>協議第 2 号 農用利用意向調査の実施について事務局お願いします。</p>
	主 幹	<p>協議第 2 号 農地利用意向調査の実施についてです。8 月にお世話になりました、農地パトロールの結果を踏まえまして農地法第 32 条に基づいて農地利用意向調査を行うものになります。本日机の上にクリアフォルダーに入れた資料を皆様に配らせていただいておりますのでご覧いただけたらと思います。今回の調査対象としましては、今年度新たに A 判定になった農地を対象として表を作っております。お手元のクリアファイルの中には集計表、場所のわかる位置図、意向調査の確認用紙、中間管理事業のパンフレットを入れさせていただいております。これらを使いまして、まずは農地所有者の方の意向を聞き取っていただきまして確認用紙に今後どうされる</p>

	<p>か記載をしていただけたらと思います。結果を集計表にまとめて事務局の方に頂きたいと思います。</p> <p>所有者が遠方の方ですとか、こちらにおられない、または高齢でお子さんに連絡という事情があればその旨を事務局にも教えていただけたらと思います。それにつきましてはこちらの方から手紙等郵送で意向を確認していきたいと思います。期限は12月総会でさせていただけたらと思っております。注意事項としましては、個人情報に記載されておりますので、取扱には注意していただけたらと思います。</p> <p>本日の資料、意向調査等の内容につきましては7月の総会の際に経営支援課の井上補佐、鳥取県農業会議の倉益事務局長から説明があった際に頂いた資料をそのまま付けさせていただいておりますので参考という形で見ていただけたらと思います。よろしく願いいたします。</p>
議 長	協議第2号についてご質問、ご意見がございますか。
事 務 局 長	一つよろしいでしょうか。意向調査の資料をお付けしておりますけれども、再度お願いがございまして、今回の調査の対象となるのは新しくA判定となったところです。資料の農業委員の着眼点ということで、利用意向の選択肢はということですが、「農地中間管理機構に貸付ける」、「自ら受け手を探して貸付ける」、「自分で耕作する」ということを確認していただくこととなります。
議 長	協議第2号についてご質問、ご意見がございますか。
福田推 進委員	今事務局長さんの方から説明がありましたが、機構が借入れる農用地の基準ということですが、借受け希望者が少ない等、機構が農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い地域の農地でないこと。となっておりますが、その考えと機構に貸付ける意向との関連はどうなるのか。
事 務 局 長	そのこととございますけれども、実際中間管理機構の方にA判定の農地を貸したいという意向を確認していただけたら、中間管理機構が受けなくても課税強化の対象にはならないということになります。
加藤農 業委員	未整備で野良の小さい田んぼはどのようにしたらよいでしょうか。
事 務 局 長	機構が預かる農地は農用地だけではなく、農振地区の農地となっておりますので、日南町の場合はほとんどが農振地区に入っています。
網谷農 業委員	関連ですが、課税強化の除外となった農地の扱いはどのようにしようと思うのか。そのまま投げておくのか。それなら転用してもらうように勧めるのか。やっぱりそこまで話をしておかないとまた何年かしたら、同じような状況になってしまう。町としては独自で非農地証明を出していくんですか。そのあたりの判断もある程度考えておかないと。出したけど返ってきた。どうするんですかということになりますので。

	委員としては説明がつかないような状況になるような気がしています。
事務局 長	耕作者が見つかるような土地ならいいですけど、見つからない農地もあると思いますので。ただ、いろいろな農地の状況があると思いますけれども、ある程度大きな団地の中の農地などは、検討していかないといけないと思っております。具体的な案としてあるわけではないので、委員さんの方でいいお考えがありましたら、アドバイスをいただきたいと思っております。
絹谷農業委員	温暖化によっていろいろな条件があって、どんどん条件が悪くなっているところもあると思います。圃場整備がしてあってもなかなか耕作に不向きなところもありますので、中間管理機構がここは受けませんよというところはどういう気持ちで判断していいのか。ダメなのかということと言われると、お宅の農地ダメですよということは言いにくいところもありますので。そのあたりをどのへんまで指導するのかなとこれからどんな考えていくのか。
事務局 長	人農地プランでも具体的に、守る農地、難しい農地というのも線引きしていかないといけないと思っておりますが、具体的な答えになっておりません、申し訳ありません。
絹谷農業委員	日南町独自の考えを持って動いていかないといけないと思うので、全国と同じレベルで日南町を考えては全然合わないということがあると思います。独自の程度自由が利く範囲で判断していけるようにならないといけないと思います。
議長	農振部会で検討していただいてもう一度総会にかけていただくという方向でいかがでしょうか。
加藤農業委員	部会はそういう話を言っており、守るべき農地として、結論を出しているはず。事務の二人体制をもっと重厚にして、守るべきところ、落とすべきところを早急にしましょうと。やっているはず。それがまた1年経って、同じような協議が出てくるから。
事務局 長	落とす農地ということではなくて、A判定の農地です。
加藤農業委員	A判定、B判定ということではなくて、集落の基盤整備した図がまだそういうのがある。これは当然守るべき農地として課税対象としてアップしてでも守っていかなければならない。そうではなく、未整備で野良をおうているような農地と、真ん中の農地を一緒にして機構に出すのがいかなものかな。それ以前の整理の仕方があるんじゃないか。
事務局 長	課税強化をしたからといって、本人さんが耕作できるわけではない農地もあると思います。
加藤農業委員	機構に出して、機構がいけませんといった農地は課税強化の対象にならないままずっと行くということですか。守るのはどうする。

	事務局 長	それはまた皆さんで考えていただかないと、事務局で全部答えがでるといものでもないですし、地域での話も必要になってくると思いますので。
	議 長	地域でいろいろ場所、場面が違いますので、推進委員さんを交えて、協議していかないといけんじゃないか。
	岩田農 業委員	やっぱり、A判定、B判定、山際、真ん中でもA判定になるというところはそれなりの理由があります。そういうところをいくら持って行っても作り手はないです。例えばそういう土地を中間管理機構に出したら構わない人は構わなくなる。出すしかないかもしれないが、出せば済むという話でもない。さらに状況は悪くなるような気がします。あっさり、課税した方がいいんじゃないかという気にもなります。
	議 長	<p>今回はA判定になったところの意向調査をして、B判定のところは非農地証明の方向で考えていくという形ですすめていかないといけない。A判定の農地は中間管理機構に出して頂くように勧めるということでお願いします。地域でいろいろ違いがあると思いますので、推進委員さんと協議をして、進めていってください。</p> <p>意向調査なので、地主さんの考えが基本になりますので。農地部会で方向性を検討していただくということでお願いできますか。その他ご意見ありませんか。無いようですので、次に移ります。</p>
協議第3号	議 長	協議第3号 令和2年度農業委員会特別研修会について事務局お願いします。
	主 幹	<p>協議第3号 令和2年度農業委員会特別研修会についてです。令和2年度農業委員会特別研修会開催要領(案)をご覧ください。県の農業会議から案内が来たものになります。前回の総会の際に11月20日に米子か、日野郡で開催をという形で案内をしていましたが、若干動きがありまして、11月19日(木)に倉吉市で人数をある程度制限して開催するという通通知がありました。各地域の配分案ということで資料をつけております。日南町は5名ということで来ておりますが、あくまでも人数制限につきましては目安ということで、割り当てではないのでご注意くださいという旨の連絡が来ております。ですので、例年でしたら、全員に出席いただいていたが、今年度は5名程度を目安に一緒に行ければと思っております。</p> <p>一緒に1台の車で行く場合は1時30分からです。役場前に10時30分くらいに集まっていたいただきまして、マイクロバスか、公用車に乗り合わせていただいて移動となると思います。誰に参加していただくかご協議いただけたらと思います。以上です。</p>
	議 長	説明が終わりましたが、ちょっと補足で、県で話に上がっておりますのは、推進委員さんの動きが、目に見えない。ということでした。日南町としては推進委員さんにこの研修に行っていただければと思っております。いかがでしょうか。



	事務局 長	特別研修会ですが、昨年はありませんでしたが、それ以前は毎年中部の方で全員で参加していただいております。今回はコロナ禍の中で、人数を制限しての開催となりますので、できれば人数を絞って勉強していただけたらと思っております。推進委員さんは昨年改選期で3名の方が新しくなっておりますので、これからの活動に活かしていただければと思います。
	議長	推進員さん、ご意見はございますか。無いようですので、日南町としては推進委員さん9名で行っていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
	事務局 長	また改めてご案内はさせていただきます。
	議長	協議第3号についてご質問、ご意見はございますか。無いようですので、次に移ります。
その他	事務局 長	次回総会は、令和2年11月10日(火)午前9時00分から開会予定です。
	事務局 長	前回の総会の際にバス券の件につきましてご意見を頂戴いたしました。今回もバスの回数券は全員の方にお配りしております。できるだけ有効に活用していただけたらと思っておりますけれども、不要という方につきましては、回収箱を用意しましたので、お帰りの際にお返しいただけたらと思います。
	事務局 長	<p>今日配布しております資料、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)でございます。こちらの方5月の総会におきまして、協議をさせていただきました。その後県の方から修正するよう指摘がありました。修正箇所を赤字で書かせていただきましたのでご承認、ご協議いただけたらと思います。改正内容につきまして、説明をさせていただきます。</p> <p>令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてです。農業の概要で2か所訂正させていただきます。耕地面積ですが、統計の数値を記入するようになっておりましたが、田1360haと畑の143haを足したものを記入しておりましたが、正式には1510haということで指摘を受けました。遊休農地の面積につきまして速報値の14.2haと記入しておりましたが、最終面積13.7haが正式です。認定農業者、基本構想水準到達者、認定新規就農者、集落営農経営と集落営農組織の数を訂正させていただきます。担い手への農地の利用集積・集約化のところで「今後育成すべき農業者」を除いた数値に訂正させていただきます。</p> <p>新たに農業経営を営もうとする者の参入促進のところをH29年～R元年の3年間でなく「H28年～H30年」の数値に訂正させていただきます。</p> <p>令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画につきましても同じように訂正しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>

	議 長	只今の説明にご意見、ご質問はございませんか。その他皆さんからありますでしょうか。
	岩田農業委員	経営改善計画で△△の△△の方にブローラー団地ができるということで指定経営改善計画で認定した記憶がありますが、中止になる、延期になるという話を聞きましたが、実際のところはどうなのでしょう。
	事務局 長	農林課の方にも確認したいと思いますが、開発許可申請等遅れ気味ということではありますが、事業の取りやめという話は伺っておりません。
	岩田農業委員	もし中止になった場合、経営改善計画の認定はどうなるのでしょうか。
	主 幹	経営改善計画の認定につきましては、事業の内容が変わった場合は取り下げていただくか新たな計画への変更申請といった形の手続きを取っていただく形になります。 こちらの件につきましては、若干の遅れはあるんですけども取り組んでおられると伺っております。計画上の期限もまだありますので、また農林課と合わせて取り組みたいと思います。
	議 長	よろしいでしょうか。
	岩田農業委員	はい。
	議 長	その他、皆さんからありますでしょうか。 日南町の農業の将来ビジョンが配っております。今月の日南の広報誌と一緒に全戸に配布したいと思っております。
閉会	議 長	以上、令和2年度 第7回日南町農業委員会総会を閉会します。 お疲れさまでした。

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和2年 月 日

日南町農業委員会 会 長

日南町農業委員会 委 員

日南町農業委員会 委 員